



平成25年分所得の申告相談が始まります

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

2月17日(月)から3月17日(月)まで、市役所および各支所において、平成25年分所得の申告相談を行います。なお、申告日程は、広報みとよ2月号でお知らせしますので、書類等の準備をお願いします。

所得税申告について
確定申告が必要な人
事業を行っている人のほか、給与所得者でも次の人は確定申告が必要です。
○給与の年収が2,000万円を超える人
○1カ所から給与の支払いを受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
○日給制で働いている人や2カ所以上から給与の支払いを受けている人で、年末調整を受けない従たる給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人

確定申告により税の還付を受けられる人
次の人は確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります(給与所得者も含む)。
○家屋を住宅借入金等で新築・購入・増改築等をして、住宅借入金等特別控除を受ける場合(年末調整をしていない人)
○災害や盗難等により住宅や家財等の資産に損害を受け、雑損控除を受ける場合
○多額の医療費の医療費控除を受ける場合
○年の途中で退職し、年末調整を受けていない場合

○地方公共団体等の特定団体へ寄附をして寄附金控除を受ける場合
確定申告に必要なもの
①申告書(税務署から郵送されてきた人)

②印鑑(所得税を新規で口座振替する人は通帳届出印が必要)
③本人名義の金融機関の口座がわかるもの
④所得金額がわかるもの
・給与・退職所得や公的年金等の源泉徴収票、報酬・保険満期等の支払調書(全て原本)
・営業・その他事業・不動産等の収支内訳書(収入・経費の明らかになる書類)
⑤所得控除金額等がわかるもの
・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の支払証明書
・医療費領収書(医療費の合計額から保険会社・高額医療等の補填金額を差し引いた金額を計算してください)
・住宅借入金等特別控除関係書類(売買契約書の写し・登記事項証明書・年末残高証明書・住民票等)
・障がい者控除を申請する人は、身体障がい者手帳等の提示が必要です。また要介護4・5の認定を受けている人は、介護保険課および各支所で発行される「認定証明書」を提出してください

市・県民税申告について
市・県民税申告に必要なもの
1月1日現在、市内に住所のある人で、次の人は3月17日(月)までに平成25年中の所得を申告してください(平成25年中の所得がない場合も含む)。
※所得税の確定申告書を提出した人は市・県民税申告書の提出は不要です

①給与所得者で、次に該当する人
・給与所得のほかに、配当・不動産・農業・一時・雑・事業等の所得のある人(給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の人は、市・県民税は申告をお願いします)
・社会保険料控除・雑損控除・医療費控除・寄附金控除等の所得控除を受ける人
・源泉徴収票に記載された各種所得控除と異なる控除(扶養控除等)を受ける人

②その他で、次に該当する人
・国民健康保険に加入している人
・市営住宅に入居している人
・国民年金保険料の免除申請や児童手当等の受給資格の認定を受ける人
・課税(非課税)証明書の交付が必要な人
・市外扶養者の被扶養者となっている人

市・県民税申告に必要なもの
所得税の確定申告に必要なものを参照してください。
※所得税非課税で市・県民税申告書のみの方は、税務課および各支所に置いている簡易申告書で申告してください
※家族の代理申告をする場合は、申告者の申告に必要な資料(源泉徴収票等)を持参してください

農業・営業などの皆さんへ
各自で、通帳や帳簿、出荷先(農家であれば農協・市場等)で調べた品物または取り引きごとの収入金額、科目ごとの経費金額により「収支内訳書」を作成し、申告相談に持参してください。
また平成25年中に購入した機械等を減価償却経費で計上する場合は、領収書等も必要です。



三豊市長・三豊市議会議員選挙

▶問い合わせ 選挙管理委員会 ☎73-3000 投票日当日 ☎72-1529

投票日 1月26日(日) 午前7時~午後8時

※島しょ部は、午前7時~午後6時

任期満了に伴う市長選挙・市議会議員選挙は、1月19日(日)に告示され、1月26日(日)に投票が行われます。私たち市民の代表者を選ぶ大切な選挙です。候補者の政策や主張を確認して投票しましょう。

投票できる人

- ①平成6年1月27日以前に生まれた人
- ②平成25年10月18日以前に三豊市に転入の届け出をして、引き続き三豊市に住所を有する人
※投票所入場券が届いても、投票する前に市外に転出した人は、投票できません

投票所

投票日当日は、郵送された投票所入場券に記載された投票所においてのみ投票できます。

期日前投票

期日前投票所を設ける場所	期間	時間
市役所西館 大会議室	1月20日(月) ~25日(土)	午前8時30分 ~ 午後8時
山本庁舎1階 市民ギャラリー	1月23日(木) ~25日(土)	
詫間福祉センター 1階第1会議室		

※期日前投票所は、上記の3カ所のみ開設します

投票所入場券

持参していない場合でも選挙人名簿と照合して、本人確認ができれば投票できます。

※詳しくは、投票所入場券に同封しているチラシまたは市ホームページをご覧ください

不在者投票

- 指定病院等に入院している時
都道府県選挙管理委員会から指定を受けた病院、老人ホーム等に入院・入所しており、当日投票が困難な人は、指定施設で不在者投票ができます。
- 滞在先の選挙管理委員会とする時
仕事等のため市外に滞在しており、当日投票することが困難な場合は、三豊市選挙管理委員会へ不在者投票用紙等を請求し、所在地の市区町村選挙管理委員会ですべて投票ができます。早めに市選挙管理委員会へお問い合わせください。
- 郵便等による不在者投票
下の事項に該当する人は、自宅等で投票用紙に投票の記載を行い、郵便等により送付することができます。早めに市選挙管理委員会へお問い合わせください。

- ①身体障がい者手帳所持者
・両下肢、体幹、移動機能の障がい：1級・2級
・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい：1級および3級
・免疫、肝臓の障がい：1級から3級まで
- ②介護保険における要介護者
・要介護状態区分：要介護5

開票

日時 1月26日(日) 午後9時から
場所 市総合体育館
速報 第1回：午後10時15分現在、以後30分間隔
・市ホームページへの掲載(随時更新)
・速報問い合わせ ☎72-1529